



発行所： 保育総合研究会事務局 H22・8・23  
茨城県東茨城郡茨城町上飯沼1276-1 飯沼保育園内  
TEL029-292-6868 FAX 029-292-3831  
発行人： 会長 柗 沢 幸 苗

平成22年7月15日(木)午後1時30分から、熊本市現代美術館3階において第34回定例会が行われた。

## 講演 I

＜テーマ＞ 「保育改革の現状認識」  
講師 当会副会長 坂崎 隆浩 氏

はじめに

昭和23年に社会福祉の中の児童福祉施設として保育所ができ、昭和40年から昭和50年代ポストの数ほどの保育所、小さい単位の施設(60人～90人)22,000カ所が全国にできた。平成7年のエンゼルプランでは保育所は保育に欠けない子の保育も求められるようになり、地域子育て支援、一時保育がスタートした。平成10年、児童福祉法改正により保育の仕組みがかわり、乳児保育の一般化、保育所の定員緩和により定員超過入所が可能となった。また少子化進行の中で「幼稚園離れ・保育所志向」により幼稚園と保育所に入る子どもの数が逆転した。平成15年、公立保育所の運営費が一般財源化され、併せて公立保育所の民営化が進み、一昨年には公立と民間の施設数割合は5:5となった。平成18年、就学前の子ども教育・保育の一体化施設として認定こども園の制度が創設され創設より5年目となった現在、幼保一体化のモデルとして認定こども園は大きな意義をもつと考えられている。

政治主導5つの側面

- 1・総務省  
国の権限移譲  
・給食室の必置から外部搬入 ・最低基準を地方条例化  
地域戦略関係  
・保険と現金は国、サービスは地方
- 2・経済産業省  
・補助金の考え方と企業やボランティアの活用  
事業仕分けの行方(税制改革)  
・憲法89条(公金支出の禁止)と社会福祉法人解体  
社会福祉法人以外に福祉を行う「社会事業法人」  
保育サービスの産業化
- 3・内閣府  
厚労省から保育所、文科省から幼稚園を離脱(乳幼児期の考え方の変更)  
幼保一体化として統合



平成23年度法案成立、25年度施行を目指しているが、幼保一体化を机上で考えれば、所管統合・単一所管型へ移行が考えられる。

しかし、保育所が児童福祉施設でなくなる損失をどう考えるのか、幼稚園の就労支援機能はどうするのか、5領域はほぼ同じである保育・教育の質の重視をどう図るか、指針と要領の一本化、幼稚園教員の福祉や保護者地域支援の観点、学校法人と社会福祉法人対等の関係構築、企業参入やその株式配当の可否など、一体化というなら解決しなくてはならない点が多くある。特にさまざまな利用者の状況、それぞれにあった支援の提供をする、そのための施設としての共通理念、保育のグランドデザインが描かれる必要がある。

- 4・文科省  
幼保一体化  
3歳以上児幼稚園、3歳未満児保育所とする輪切り論
- 5・厚労省  
企業参入という待機児童解消のための新たな仕組み  
地域子育て、一時保育の配置換え  
保育に欠ける撤廃することにより、こども園出現による施設区分の撤廃

まとめ

所得格差、経済格差、学力格差で子どもの将来が決められるのは困るとすれば、子どもの最善の利益(子どもの発達保障)が、特に教育と医療と福祉の面で保障されることにより、社会全体で子どもの貧困を食い止めることになる。保育所の場合は、子どもの問題の裏に就労支援があり、労働施策やワークライフバランスとの関係もあり複雑ではあるが、子どもと保護者の利益がそれぞれ守られ、相反しないような施策が望まれる。その為には地方に保育を任せる方式では無く、国家が責務を負い、その基で保育をしていくことが第一義である。今求められているのは、乳幼児の育ちを最優先にししながら、若い世代の生き方も支えるグランドデザインである。今回の制度改革は保育内容という質を保障した諸問題であり、同時に利用者の就労支援であり、今と次世代の形を模索して示しているの、これは大きな曲がり角に来ていることを皆が理解しなくてはならない。



## 講演 II

＜テーマ＞ 「経済社会の構造変化の中での子ども・子育て新システムの構築の意義」  
講師 内閣府政策統括付参事官(社会システム担当) 度山 徹 氏

子ども家庭施策の問題点は

- ・子ども手当  
子ども手当にかかる財源は5兆3,000億円。  
これにより他の子どもに回す財源はきびしくなる。
- ・地域主権  
現金給付は国、サービス(保育)は地方です。
- ・規制改革  
増税の前に無駄の削減する。
- ・幼保一体化

このような問題を踏まえ、子ども子育て新システムに移す必要が生まれた。

1・経済社会の構造変化と子ども・子育て

「各国の家族関係社会支出の対GDPの比較 2003年」の図を見ると、日本0.75%、イタリア1.3%、ドイツ2.01%、イギリス2.93%、フランス3.02%、スウェーデン3.54%である。他の先進国に比べて家族関係の社会支出の規模が小さいにもかかわらず、社会が維持されてきた理由は日本は公共事業に投資をしてきた事が大きい。これにより男性稼ぎ主の雇用保障を通じた家族支援ができてきたわけである。

しかし現在はその状況が崩れる経済社会の構造変化がおきた。脱工業化、女性の社会進出、グローバル化に伴う競争の激化、雇用の不安定化などが主な理由である。これらの理由により企業の家庭支援体制が引き、家族にかかる負担が増加、それにとまなう子育ての困難が発生し、家族形成の先送りが少子化の進行を早めた。



## 2・少子・高齢化がもたらす人口構造の変化とそれに対する戦略

### ・結婚や出産・子育てをめぐる国民の希望と現実との乖離

将来推計人口において想定されている日本の将来像と、実際の国民の希望とは大きく乖離。この乖離を生み出している要因としては、雇用の安定性や継続性、仕事と生活の調和の度合、育児不安などが指摘されており、出産・子育てと働き方をめぐる問題に起因するところが多い。

結婚：経済的基盤、雇用・キャリアの将来の見通し、安定性

・収入が低く、雇用が不安定な男性の未婚率が高い

・非正規雇用や育児休業が利用できない職場で働く女性の未婚率が高い

出産：子育てしながら就業継続できる見通し、仕事と生活の調和の確保度合い

・育児休業が取得できる職場で働く女性の出産確率は高い

・長時間労働の家庭の出産確率は低い

特に第2子以降：夫婦間の家事・育児の分担度合い、育児不安の度合い

・男性の家事・育児分担度が高い家庭では、第2子以降の出産意欲が高く、継続就業割合も高い

・育児不安の程度が高い家庭では、第2子以降の出産意欲が低い

将来人口推計における2055年の姿

生涯未婚率23.6%×夫婦の出生児数1.69人

合計特殊出生率1.26

現在の実際の国民の希望

9割以上が結婚希望×夫婦の希望子ども数2人以上

合計特殊出生率1.75

以上のように大きな乖離が生じている。この乖離している状況の打破が必要。

### ・ワーク・ライフ・バランスの実現

「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」

実現した社会の姿は、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会、すなわち就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会である。

## 3. 子ども・子育て新システム

社会的関心は「子ども手当」「幼保一体化」に集中しているが、「子ども・子育て新システム」の3つのポイントは

① 給付・サービスを受給する権利の明確化

② 給付・サービスの提供者となる条件・手続の透明化

③ 基礎自治体(市町村)の責任と裁量の拡大

である。

そのための新システムとは、

・政府の推進体制・財源の一元化

・社会全体(国・地方・地方・事業主・個人)

による費用負担

・基礎自治体(市町村)の重視

・幼稚園・保育所の一体化

・多様な保育サービスの提供

・ワーク・ライフ・バランスの実現

以上が必要とされる。



## <質疑応答>

質問1:「子ども・子育て新システム」基本設計の中に、実施主体は市町村(基礎自治体)とし、新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金労使拠出等からなる財源を一本化し、市町村に対して包括的に交付される仕組みを導入するとありますが、市町村に行わせる力がない時はどうなるのですか

答え：市町村の権限と責務については、

① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務

② 質の確保されたサービスの提供責務

③ 適切なサービスの確実な利用を支援する責務

④ サービスの費用・給付の支払い責務

⑤ 計画的なサービス提供体制の確保、基盤の整備責務

これらがあり、これらは法律上の責務となる。

質問2:新しい保育システムは子どもたちすべてへのサービスが一番必要な時にサービスが足りなくなるのでは・・

答え：保育の需要は家庭で働く人ができることによるものであるから、社会に働く需要も保育の需要も少しずつ増えていく。

10年くらいは、少しずつ需要が増え、40%以上になったら少しずつ減っていくと考えられる。



## 新保育所保育指針サポートブックⅡ研修会(熊本)

7月16日、熊本会場で講師に当会会長・柁沢幸苗氏と当会副会長・坂崎隆浩氏をむかえ、参加者56名で研修会が行われた。



熊本県の郷土料理です。

